春の火災予防運動

昨年度は僅か17件で最少

春は大火シーズンであります。また件数のうえからも四季を通じてもっとも火災が多く発生しています。気圧の関係で風が強く空気が乾燥しがちだからチョットした油断から思いがけない大火となりますからお互いが火の元に十分気をつけ火事を出さないようにいたしましょう。

そこで今年もまた大火シーズンをむかえたので二月二十八日（先月号の二月二十九日は誤り）から三月十三日まで春の火災予防運動が実施されます。この期間中とくに三月七日から十三日までが一般火災予防週間で市消防団本部では、いろいろな行事を行い防火宣伝につとめますが、参考までに昭和三十五年一月から十二月までの一カ年間の火災発生件数を拾ってみますと

◇発生件数　一七件
◇物件損害額　九三七、六〇〇

これは県下でもめずらしいほど発生件数が少なく富士市の誇りであります。

また火災発生の原因は①エントツの過熱②石油、ガスコンロの不始末③子供の火遊びなどが目立っています。

なお火事を発見したら大声で人を呼びすぐ電話で「火事」と消防団本部に通報、町名、目標物、できれば何が燃えているかそれにあなたの住所、氏名をハッキリお知らせ下さい。

火の用心
出さぬ用心
消す用心

納税相談所を開設

3月15日確定申告書を提出

昭和三十五年分所得税の確定申告について……確定申告書の提出期限は三月十五日ですが二月二十八日より富士営務署より下記の日程により納税相談所を開設し皆様方の申告書受付、納税、其の他申告指導相談に応じますから御遠慮なく充分に御利用願います。なお受付も非常に混雑いたしますからなるべく早めに御出下さるよう御願いいたします。

◆日時　自昭和三十六年二月二十八日至三月十五日（日曜日を除く）毎日午前九時より午後三時迄
◆場所　旧富士町役場
なお旧田子浦支所は三月一、二日の両日のみ旧岩松支所は三月七日の一日のみです

忘れずに申告を

三月十五日までに申告納付をいたしませんと、扶養控除等の諸控除は原則として認められなくなるほか、無申告加算税を課せられて余分な税金を納付しなければならないこともありますから注意して下さい。

少年問題でお困りの方

遠慮なく相談にお出かけ下さい

警察署の中には防犯係という係があってこの係で少年の問題を取り扱っております。

申すまでもなく少年とは二〇才未満の者をいいます。

犯罪となるような悪いことをした少年は勿論、放っておけませんが犯罪を犯しやすい少年も事前に発見し補導してやるのが少年係の仕事であります。

具体的に申しますと、酒をのみ、煙草をふかし、夜遊びをし、学校や職場をさぼり、刃物類等を持ち歩き、親の正しい意見やいいつけをきかなかったり、不良友達と交際したり、お金をむやみに使ったりすることなどです。

このほかにもありますが、このような子供さんをお持ちになってお困りになっている方がございましたら、警察署の防犯係までお出かけの上、お話しをなさって下さい親しく御相談に応じ子供さんをよくする係で出来るだけのことをしてあげたいと思います。

相談に行ったから何か処分でもされるのではないかと心配される方があるかも知れませんが初めからそのようにすることはよくよくのことでない限りいたしません。

また秘密もお守りいたします。

どうか安心してわが子の将来のため少年相談にお出かけ下さい。

（富士警察署防犯係）

刃物を持たない
運動に協力
いたしましょう

花いっぱい運動

昨年から全国的にひろがった花いっぱい運動はことしも美しい花で職場やわが家をいろどりましょうと草花の種子を風船にむすびつけ各地から飛ばせます。

明るい一家

服部三子

区域外（モグリ）入学はやめましょう

すでに新聞紙上、その他によって御承知のことと思いますが、近年義務教育学校や高等学校へ区域外から通学することが広く行なわれております。いわゆる越境入学とかいわれているものですが、富士市においてもその実例が少なくありません。市立小、中学校においては市教育委員会で通学区域を定め、正当な理由のないかぎり、区域外就学は禁止されております。しかしながら、その居住する区域外の学校へ児童生徒を入学させる目的で通学させようとする学校の所在地の区域内に架空の住所を置いたり、その他不法手段によって入学させる保護者がかなり見受けられます。このようなことほど、住民登録法上の違反であることは勿論、市教育委員会の学校設置計画などの教育行政の計画的、効率的運営までも阻害するおそれがあります。そこで例年教育委員会ではその実態調査により事実の把握に努め、該当保護者には解ある態度を強く要望しておりましたところが未だにモグリ入学の横行は後を絶たぬ現状であります。

そこでモグリ入学させられた子供ははたして幸福な学校生活を過すことが出来るでしょうか。……

父兄のみなさま、子供たちに幸福な学校生活を過させてあげるため区域外就学はこの機会にぜひやめてください。

昭和35年度3月分水道料金

徴収年度の変更について

使用料納付につきましては日頃の御協力を深く感謝しております

この度地方公営企業法の一部改正により当市水道事業も、本年四月一日より企業会計を実施することになりましたので従来は月おくれで納めていただいておりましたが、左表の通り今後変更になりますのでお知らせ致します。

検針日は毎月1日より15日まで（従来通り）

実際に使用した水量	検針の月	従来のもの 徴収年度、月、区分	従来のもの 納期	今後のもの 徴収年度、月、区分	今後のもの 納期
2月残部 3月 1部	3月	35年度 2月分	36年 3月末日	一	一
3月残部 4月 1部	4月	35年度 3月分	36年 4月末日	36年度 4月分	従前の納期と変りない
4月残部 5月 1部	5月	36年度 4月分	36年 5月末日	36年度 5月分	
5月残部 6月 1部	6月	36年度 5月分	36年 6月末日	36年度 6月分	
6月残部 7月 1部	7月	36年度 6月分	36年 7月末日	36年度 7月分	
7月残部 8月 1部	8月	36年度 7月分	36年 8月末日	36年度 8月分	
8月残部 9月 1部	9月	36年度 8月分	36年 9月末日	36年度 9月分	
9月残部 10月 1部	10月	36年度 9月分	36年10月末日	36年度10月分	
10月残部 11月 1部	11月	36年度10月分	36年11月末日	36年度11月分	
11月残部 12月 1部	12月	36年度11月分	36年12月末日	36年度12月分	
12月残部 1月 1部	1月	36年度12月分	37年 1月末日	36年度 1月分	
1月残部 2月 1部	2月	36年度 1月分	37年 2月末日	36年度 2月分	
2月残部 3月 1部	3月	36年月 2月分	37年 3月末日	36年度 3月分	

「附記」
一、三十五年度二月分については四月一日以降の納めになりますと会計処理上支障がありますので、必ず納期（三月末日）までに納めて下さい。
二、水道使用料の納入はなるべく使用料納付組合に加入して下さい。

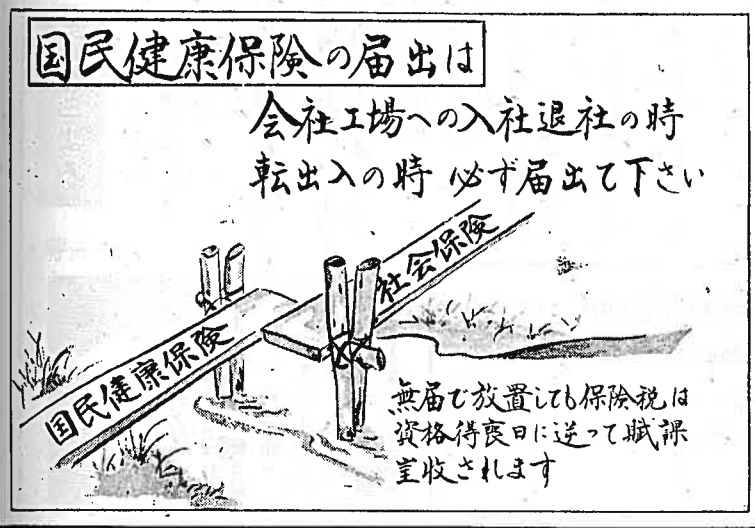

市立富士中央病院
診療科目
内科・外科・小児科
産婦人科・眼科・皮膚科
耳鼻咽喉科・放射線科
院長　多々良満寿雄
富士市本市場
電三八五・三八六・八〇八

火災を発見したら
すぐ電話で「火事」と

火災を発見したときはいち早く電話で「火事」と呼んでください。

すぐ消防団本部へつないでくれます。出ましたら簡単に火災の発生場所と状況をお知らせ下さい。

富士市消防団本部常備部
電話（富士）1380番

◎毎週水曜日の午前10時40分から「富士市のたより」があります。……NHK第一放送にダイヤルを合わせまよしう。